

大牟田市新商品開発・販売力強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大牟田市は、産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、事業者の新商品・新サービスの開発、開発した商品の販路開拓など、事業者の取組みに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市内に店舗その他の事業所を有するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、農業協同組合、農事組合法人、漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合、生活協同組合、消費生活協同組合、信用協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商業組合、工業組合、工業組合連合会、商工会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他市長が特に認める法人

(3) 次に掲げる要件の全てを満たしている団体であって、前2号に掲げるものが構成員に含まれているもの

ア 組織運営に係る意思決定の手続きを定めた定款、規約又はこれに類するものを有していること。

イ 年間の事業計画及び収支予算を定めていること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 本市の市税を滞納しているとき。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設を運営する者
- (4) その他市長が不相当と認める者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新商品・新サービスの開発又は既存の商品・サービスの改良に関する事業
- (2) 新たな販路の開拓又は販売力の強化に関する事業

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費であって、別表に掲げるものとする。

3 市長は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額を補助金として交付するものとし、1事業につき10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大牟田市新商品開発・販売力強化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 誓約書兼照会承諾書(様式第3号又は様式第3号の2)
- (3) 市税の滞納のない証明書
- (4) 第2条第1項第3号に掲げる団体の場合は、定款、規約又はこれに類するもの

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、大牟田市新商品開発・販売力強化支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、当該決定に条件を付けることができる。

(補助金の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定に係る補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助金交付申請額の20%以上の変更、もしくは補助事業を中止する場合には、大牟田市新商品開発・販売力強化支援事業補助金に係る補助事業の変更(中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、大牟田市新商品開発・販売力強化支援事業補助金に係る補助事業の変更(中止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通ずるものとする。

(完了報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大牟田市新商品開発・販売力強化支援事業完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 支出内訳書
- (2) 補助事業に関する領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類(事業成果を説明する資料、完成した試作品の写真、新聞記事等補足資料)

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、当該完了報告が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大牟田市新商品開発・販売力強化支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通ずるものとする。

知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに市の指定する請求書により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求の日から30日以内に補助金を補助事業者を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金の交付がなされているときは、直ちに補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 交付決定後に、第2条第2項第2号又は第4号に掲げる者に該当したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(実施状況等の報告)

第13条 市長は、必要と認めるときは、次の事項について報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助事業の成果
- (2) その他市長が必要と認める事項

(報告の公表)

第14条 市長は、補助金の交付決定後、補助事業者の名称、所在地、代表者氏名、事業名その他取組内容及び成果について、地域振興策の実例として公表することがある。

(重複受給の禁止)

第15条 この補助金は、本補助金の交付を受ける年度内に、本補助事業以外の類似する他の補助事業と重複して受けることはできない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

費 目	内 容
広 報 費	事業の遂行に必要なチラシ、パンフレット、ポスター等の印刷や広報媒体等を活用するために支払われる経費
出 展 費	展示会等に出展又は商談会等に参加するために支払われる経費
委 託 費	事業の遂行に必要な指導・助言等を得るために依頼した専門家等に支払われる経費や事業の遂行に必要な調査、試作、開発等を委託するために支払われる経費
賃 借 料	事業の遂行に必要な機器・設備類のリース料、レンタル料として支払われる経費
開 発 費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費 開発にあたり必要となる商標権等の取得に要する経費